

浸水被害警戒地域対策計画

(目的)

第1条 この計画は、浸水被害警戒地域における防ぎょ活動の円滑化を図るため、浸水被害警戒地域(以下「警戒地域」という。)の指定等及び警戒地域関係者との連携並びに災害対策本部設置前の防ぎょ体制について必要な事項を定めることにより、警戒地域の浸水被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水被害 床上浸水又は床下浸水をいう。
- (2) 床上浸水 床より上に浸水したものうち全壊・半壊には該当しないが、一時的に居住することができなくなった被害をいう。
- (3) 床下浸水 床上浸水に至らない程度に浸水した被害をいう。

(警戒地域の区分)

第3条 警戒地域の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次警戒地域 (降雨量が1時間当たりの計画降雨強度(実績降雨量から定めた降雨強度式により算出する降雨の強さをいう。))を超えない場合において、床上浸水の被害があった地域をいう。)
- (2) 第2次警戒地域 (前号の場合において、床下浸水の被害があった地域をいう。)

(警戒地域の指定又はその解除)

第4条 警戒地域の指定又はその解除は、危機管理局、都市建設局(土木部に限る。以下同じ。))及び消防局(警防部に限る。以下同じ。))(以下「関係部局」という。))が協議の上、毎年3月末日までに決定するものとする。

2 前項に定める期日後、翌年の期日までに新たに警戒地域の指定又はその解除の必要が生じた場合は、その都度関係部局が協議の上、速やかに指定及び解除を行うものとする。

3 警戒地域の指定は、浸水被害発生時以上の降雨量があった場合において、浸水被害が認められない場合に解除できるものとする。

(合同現地調査)

第5条 関係部局は、警戒地域のうち必要な地域について、雨水排水施設等の点検その他防ぎょ活動に必要な措置を確認するため、梅雨期前に合同現地調査を行うものとする。

(警戒地域関係者への協力要請)

第6条 危機管理監、土木部長及び警防部長(以下「関係局部長」という。))は、防ぎょ活動が円滑に行われるよう、事前に次に掲げる事項について警戒地域

関係者に協力を要請するものとする。

- (1) 被害状況等の通報
- (2) 土のう置場及び土のう積み等応急措置の応援
- (3) 排水施設等の清掃
- (4) その他被害の軽減を図るための事項
(防ぎよ体制)

第7条 災害対策本部設置前の防ぎよ体制(以下単に「防ぎよ体制」という。)は、レベル0を風水害情報連絡体制、レベル1を風水害初動体制、レベル2を風水害警戒本部体制とし、相模原市地域防災計画・風水害等対策計画に定める風水害における配備体制の基準によるものとする。

- 2 風水害警戒本部の本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 防ぎよ体制下における都市建設局及び消防局の分掌事務は、別表第1のとおりとし、職員の動員及び各課の分担業務は、土木部長及び警防部長があらかじめ定め、毎年4月末日までに危機管理監に報告するものとする。
- 4 防ぎよ体制の円滑な実施を図るため、事務局は防災主管課をもって充て、その分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(防ぎよ体制の決定)

第8条 関係局部長は、大雨等により警戒地域に浸水被害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、直ちに協議し、防ぎよ体制を決定するものとする。ただし、協議のいとまがないときは、危機管理監がこれを決定し、土木部長及び警防部長へ直ちに連絡するものとする。

- 2 危機管理監は、防ぎよ活動を円滑に行うため、必要に応じて関連する各部局の職員を招集することができる。
- 3 関連する各部局の長等は、第1項の規定により防ぎよ体制が決定された場合、直ちに部局内の関係職員に周知するものとする。この場合において、勤務時間内における周知は、庁内放送により行うことができる。

(防ぎよ体制の通報)

第9条 危機管理監は、風水害警戒本部体制の防ぎよ体制が整えられたときは、相模原市災害対策本部要綱(平成10年3月1日施行)第4条に定める部長又は同要綱第12条に定める副部長(以下「部長等」という。)に通報するものとする。

- 2 前項による通報は、部長等が不在の場合は、局内の総務室長又は局庶務担当課長等に通報するものとする。
- 3 通報を受けた部長等は、必要な情報収集及び所管する災害対策を行うものとする。
- 4 広報課長は、必要に応じて、職員を消防指令センター災害対策事務室に派

遣するものとする。

(情報の受付等)

第10条 都市建設局及び消防局並びに事務局は、災害に関する情報の受付及び伝達並びに指令等を確実にを行うため、災害情報・システム対応班を配置するものとする。

2 災害に関する情報の受付及び伝達方法並びに様式等は、相模原市災害対策本部事務局運営要領(平成27年4月1日施行)等に基づき行うものとする。

(関係部局相互の連携)

第11条 浸水防ぎょ活動は、都市建設局及び消防局並びに事務局及び関連する各部局が密接に連携し、効果的に行わなければならない。

2 都市建設局及び消防局並びに関連する各部局は、防ぎょ活動に従事している職員数、防ぎょ活動の進捗状況、防災システム外で受け付けた災害に関する情報等について、逐次事務局に報告するものとする。

3 危機管理監は、前項による活動状況を必要に応じ、土木部長、警防部長又は関連する各部局の長等に即報する。

(防災関係機関に対する応援要請)

第12条 関係局部長は、防ぎょ活動において必要があると認めるときは、土木部長を通じて防災関係機関(一般社団法人相模原市建設業協会・相模原造園協同組合・相模原市津久井地区建設業連絡協議会等)に対し、応援を要請するものとする。

(報告)

第13条 土木部長、警防部長及び関連する各部局の長等は、この計画に基づき実施した活動状況等を遅滞なく危機管理監に提出するものとする。

2 危機管理監は、前項の活動状況等を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(災害対策本部との関係)

第14条 この計画に基づく防ぎょ体制は、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(警戒地域以外の地域)

第15条 警戒地域以外の地域において、浸水被害が発生した場合は、この計画に準じて防ぎょ活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この計画は、平成29年12月13日から施行する。

(浸水被害警戒地域対策計画の廃止)

2 浸水被害警戒地域対策計画(平成28年4月1日施行)は、廃止する。

(浸水被害警戒地域対策計画の廃止に伴う経過措置)

- 3 この計画の施行の際に前項の規定による廃止前の浸水被害警戒地域対策計画に基づき指定されている浸水警戒地域については、この計画に基づき警戒地域が指定されるまでの間は、なおその効力を有する。

附 則

この計画は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条第 3 項 分掌事務）

都市建設局 土木部	1 災害情報の受付、伝達及び指令に関すること 2 被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 活動状況の記録及び報告に関すること。 4 防ぎょ資機材等の準備及び防ぎょ活動に関すること。 5 防災関係機関への要請に関すること。
消防局 警防部	1 災害情報の受付、伝達及び指令に関すること 2 被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 警防対策(消防団も含む。)に関すること。 4 活動状況の記録及び報告に関すること。 5 気象観測及び記録に関すること。 6 警戒地域の警戒に関すること。 7 防ぎょ資機材等の準備及び防ぎょ活動に関すること。

別表第 2（第 7 条第 4 項 分掌事務）

事務局	1 防ぎょ体制の発令に関すること。 2 災害記録の作成及び公表に関すること。 3 災害情報の受付、伝達及び指令に関すること。 4 各部局との連絡調整に関すること。 5 防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 その他各部局の主管に属さないこと。
	(各区役所及び各総合事務所内のまちづくりセンター) 1 区内の災害情報の受付、伝達及び指令に関すること。 2 区内の被害状況の収集及び報告に関すること。 3 区内の防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 区内の防ぎょ資機材等の準備及び防ぎょ活動に関すること。 5 区内の関係課所との連絡調整に関すること。